

霞ヶ浦帆引き船操業継承部会則

(名称)

第1条 本会は、霞ヶ浦帆引き船操業継承部（以下「継承部」という）と称する。

(目的)

第2条 継承部は、霞ヶ浦漁業に多くの貢献をもたらした帆引き網漁法を守り伝えるとともに、貴重な文化遺産である帆引き船の保存継承全般に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第3条 継承部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 帆引き網漁法の習得と漁法継承に関する活動
- (2) 継承組織の拡充と帆引き船の保存継承に寄与する活動

(帆引き船・帆引き網漁法の講師)

第4条 前条の講師は、帆引き船（観光帆引き船）の操船者とする。

- 2 前項に定める活動には、かすみがうら市観光帆引き船の操船に5年以上携わる者を指導者とし、認定は霞ヶ浦漁業協同組合かすみがうら市支部長が行う。

(事業)

第5条 継承部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 部員の帆引き網漁法と操船技術の向上に関する活動
- (2) 観光帆引き船操業への協力
- (3) 霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会活動に関する活動
- (4) 継承部組織体制拡充の推進
- (5) 上記に関する普及・啓発活動の推進
- (6) 部員の親睦と他自治体の帆引き船操船者との交流活動の推進
- (7) その他目的達成のための必要な事業の推進

(部員)

第6条 部員は、継承部の活動と運営に積極的に参加し、霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法の習得とその保存継承活動に寄与する。

- 2 部員は、霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会に登録し、継承部活動を行う。

(役員)

第7条 継承部に部長、副部長(会計)、監査の役員を置く。

(選任等)

第8条 役員は、部員の中から選出し、霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会に登録する。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第10条 継承部の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第11条 継承部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会則は、平成26年6月6日から施行する。